

別紙

諮問第937号、第940号、第941号、第948号、第958号～第965号、第968号、第971号、第995号、第996号

答 申

1 審査会の結論

別表項番1から16までに掲げる決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

別表の「請求内容」欄に記載の開示請求（以下「本件各開示請求」という。）に係る審査請求（以下「本件各審査請求」という。）の趣旨は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った本件各開示請求に対し、東京都知事が行った別表の「決定内容」欄に記載の決定について、それぞれその取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

本件各審査請求に係る審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、別表の「審査請求人の主張」欄に記載のとおりである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件各審査請求に係る理由説明書における実施機関の主張を要約すると、別表の「実施機関の主張」欄に記載のとおりである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件各審査請求については、別表の「諮問日」欄に掲げる各諮問日に審査会へ諮問された。

審査会は、実施機関から理由説明書を、審査請求人から意見書を収受し、令和5年4月28日（第231回第二部会）から同年9月22日（第235回第二部会）まで、5回の審議を行った。

（2）審査会の判断

ア 審議の併合について

別表に掲げる各諮問については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が関連していることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 審査会は、本件各審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

（ア）別表項番1、2、3、7、12、14について（一部開示）

実施機関は、別表項番1、2、3、7、12、14の「請求内容」欄に記載の各開示請求に対し、「対象保有個人情報又は請求個人情報・決定理由」欄に記載のとおり、保有個人情報の特定を行い、一部開示決定を行った。

審査会が検討したところ、実施機関による別表項番1、2、3、7、12、14の「実施機関の主張」欄に記載の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、当該各開示請求に対し、別表項番1、2、3、7、12、14の「対象保有個人情報又は請求個人情報・決定理由」欄に記載の決定理由により、一部開示とした実施機関の決定は、妥当である。

（イ）別表項番4、5、13について（非開示）

実施機関は、別表項番4、5、13の「請求内容」欄に記載の各開示請求に対し、「対象保有個人情報又は請求個人情報・決定理由」欄に記載のとおり、保有個人情報の特定を行い、条例16条5号及び6号に該当するとして、非開示決定を行った。

東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「情報公開条

例」という。) 31条において、東京都情報公開審査会について、「審査会の行う審議の手続は、公開しない。」と定めており、これは、公文書の開示決定等の当否を審査するという同審査会の性格から、審議手続を非公開とすることを定めたものである。

当該各対象保有個人情報について開示されると、情報公開条例31条において非公開とされている東京都情報公開審査会の審議の具体的内容が明らかとなり、今後の同種の会議において、会議における率直な意見交換に支障を来し、また、その結果として同審査会の意思決定における中立性が不当に損なわれるおそれ及び同審査会の適正な運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該各対象保有個人情報は、条例16条5号及び6号に該当し、非開示が妥当である。

(ウ) 別表項番6について(開示)

実施機関は、別表項番6の「請求内容」欄に記載の開示請求に対し、「対象保有個人情報又は請求個人情報・決定理由」欄に記載のとおり、保有個人情報の特定を行い、開示決定を行った。

審査会が検討したところ、実施機関による別表項番6の「実施機関の主張」欄に記載の説明に不自然、不合理な点は認められず、また他に当該開示請求に係る保有個人情報の存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらないことから、保有個人情報について特定不足とはいえない。

したがって、当該開示請求に対し、別表項番6の「対象保有個人情報又は請求個人情報・決定理由」欄に記載の対象保有個人情報を特定し、開示した実施機関の決定は、妥当である。

(エ) 別表項番8、10、15、16について(非開示(不存在))

実施機関は、別表項番8、10、15、16の「請求内容」欄に記載の各開示請求に対し、不存在を理由とする非開示決定を行った。

審査会が検討したところ、実施機関による別表項番8、10、15、16の「実施機関の主張」欄に記載の説明は首肯することができ、この他に当該各開示請求に係る保有個人情報の存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらない。

したがって、当該各開示請求に対し、不存在を理由として非開示とした実施機関の決定は、妥当である。

(オ) 別表項番9について（訂正請求却下）

実施機関は、別表項番9の「請求内容」欄に記載の訂正請求に対し、「対象保有個人情報又は請求個人情報・決定理由」欄に記載のとおり、訂正請求却下決定を行った。

審査会が検討したところ、実施機関による別表項番9の「実施機関の主張」欄に記載の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、当該訂正請求に対し、別表項番9の「対象保有個人情報又は請求個人情報・決定理由」欄に記載の決定理由により、訂正請求却下とした実施機関の決定は、妥当である。

(カ) 別表項番11について（非訂正）

実施機関は、別表項番11の「請求内容」欄に記載の訂正請求に対し、「対象保有個人情報又は請求個人情報・決定理由」欄に記載のとおり、保有個人情報の特定を行い、同欄に記載の理由により、非訂正決定を行った。

条例19条の2は、訂正請求に理由があると認めるときは保有個人情報の訂正をしなければならないと規定していることから、当該訂正請求に理由があると認められるかについて検討する。

審査会が当該訂正請求に係る対象保有個人情報を見分したところ、「苦情・告発情報等受理報告」はもっぱら所管課内における情報共有での利用を目的として、苦情等の受付を行った職員の判断に基づき記載するものであることが確認された。

以上の事実を踏まえて、当該利用目的に照らしてみると、「苦情・告発情報等受理報告」については、訂正の必要が無いと判断できるため、当該訂正請求に理由があると認めることができない。

また、審査請求人から提示された資料からは、当該訂正請求に係る保有個人情報に事実の誤りがあることが認められない。

したがって、当該訂正請求に対し、非訂正とした実施機関の決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、本件各審査請求に係る審査請求書等において、種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子

別表

項番	諮問番号	諮問日	主務課	請求内容	決定日	決定内容	対象保有個人情報又は請求個人情報	審査請求人の主張	実施機関の主張
							決定理由		
1	937	令和4年1月20日	福祉保健局生活福祉部保護課	都民の声ワークシート中、○福保生保第○号の○・○・○のワークシートのもの ○福保生保第○号のワークシートのもの	令和3年11月9日	一部開示	<p>【対象保有個人情報】</p> <p>(1) (○○班) 都民の声ワークシート中、○月○日、○月○日、○月○日、○月○日及び○月○日の○○担当の対応記録</p> <p>(2) (○○担当) 都民の声ワークシート中、○月○日の○○担当の対応記録</p> <p>【非開示とした部分及びその理由】</p> <p>(1) について</p> <p>・平成○年○月○日及び○月○日の記録中、その後の処理の一部</p> <p>保護の実施機関における生活保護運営に係る主観的な内容が記載されており、本人に開示することにより、都内の保護の実施機関との信頼関係が損なわれ、今後の技術的助言を通じた都内における適正な生活保護運営に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都個人情報の保護に関する条例16条6号)</p> <p>(2) について</p> <p>・その後の処理</p> <p>一般に公にしていない内部管理情報であり、本人に開示することにより、関係者以外の者から電話やメール等があることで、行政運営に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都個人情報の保護に関する条例16条6号)</p>	<p>処分の取り消しを求める。不利益公務上のやり取りは知る権利有る。訂正請求権侵害。</p>	<p>保護の実施機関における生活保護運営に係る主観的な内容が記載されており、本人に開示することにより、都内の保護の実施機関との信頼関係が損なわれ、今後の技術的助言を通じた都内における適正な生活保護運営に支障を及ぼすおそれがあるため及び一般に公にしていない内部管理情報であり、本人に開示することにより、関係者以外の者から電話やメール等があることで、行政運営に支障を及ぼすおそれがあるため条例16条6号に該当し非開示としたものである。</p>
2	940	令和4年2月4日	福祉保健局医療政策部医療安全課	<p>①平成○年度～の、○○病院脳神経外科の通院等についての私の自己情報に関するもの全部(頭部検査・片頭痛治療、等)</p> <p>②令和○年○月～の、○○病院「指定医療機関医療担当規定第7条第1項の手続きした脳神経外科の診療録の請求について」相談の件</p>	令和3年11月11日	一部開示	<p>【対象保有個人情報】</p> <p>相談員受付票</p> <p>【非開示とした部分及びその理由】</p> <p>・平成○年○月○日</p> <p>「医療機関等対応者名」</p> <p>対象部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述により開示請求者以外の特定個人を識別することができる情報であるため。(東京都個人情報の保護に関する条例16条2号)</p> <p>「対象医療機関等との連絡調整など」</p> <p>対象部分は、福祉保健局医療政策部医療安全課が行う相談業務事務に関する情報であって、開示することにより、関係機関との信頼関係が損なわれ、その結果、患者と医療機関等との信頼関係の構築支援等という目的の達成が阻害され、当該業務の適正な遂行</p>	<p>処分の取り消しを求める。不利益・知る権利侵害</p> <p>○○病院の○○・○○は、通院中再三やり取りしている。又、同院と○○区福祉事務所の食い違い有る。</p>	<p>「医療機関等の対応者名」の非開示部分は、開示請求者以外の特定個人を識別することができる情報であり、条例16条2号に該当する。</p> <p>「対象医療機関等との連絡調整など」の非開示部分は、福祉保健局医療政策部医療安全課が行う相談業務事務に関する情報であって、開示することにより、関係者若しくは関係機関との信頼関係が損なわれ、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため条例16条6号に該当する。</p> <p>「対応内容」の非開示部分は、相談を受けた際の相談員の具体的な対応状況や判断内容が記載されており、開示することにより、今後、相談員が相談事項についての具体的な判断内容を率直かつ詳細に記録することを躊躇するようになり、その結果、正確な事実の把握が困難になり、患者と医療機関等との信頼関係の構築支援等という目的の達成が阻害されるなど、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例16条6号に該当する。</p> <p>以上のことから、上記の内容は非開示としたものである。</p>

					<p>に支障を及ぼすおそれがあるため。 (東京都個人情報の保護に関する条例16条6号)</p> <p>・平成〇年〇月〇日 「医療機関等対応者名」 対象部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述により開示請求者以外の特定個人を識別することができる情報であるため。(東京都個人情報の保護に関する条例16条2号)</p> <p>「対象医療機関等との連絡調整など」 対象部分は、福祉保健局医療政策部医療安全課が行う相談業務事務に関する情報であって、開示することにより、関係機関との信頼関係が損なわれ、その結果、患者と医療機関等との信頼関係の構築支援等という目的の達成が阻害され、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 (東京都個人情報の保護に関する条例16条6号)</p> <p>・平成〇年〇月〇日 「医療機関等対応者名」 対象部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述により開示請求者以外の特定個人を識別することができる情報であるため。(東京都個人情報の保護に関する条例16条2号)</p> <p>「対象医療機関等との連絡調整など」 対象部分は、福祉保健局医療政策部医療安全課が行う相談業務事務に関する情報であって、開示することにより、関係機関との信頼関係が損なわれ、その結果、患者と医療機関等との信頼関係の構築支援等という目的の達成が阻害され、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 (東京都個人情報の保護に関する条例16条6号)</p> <p>・令和〇年〇月〇日 「医療機関等対応者名」 対象部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述により開示請求者以外の特定個人を識別することができる情報であるため。(東京都個人情報の保護に関する条例16条2号)</p> <p>「対象医療機関等との連絡調整など」</p>	
--	--	--	--	--	--	--

					<p>対象部分は、福祉保健局医療政策部医療安全課が行う相談業務事務に関する情報であって、開示することにより、関係機関との信頼関係が損なわれ、その結果、患者と医療機関等との信頼関係の構築支援等という目的の達成が阻害され、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 (東京都個人情報の保護に関する条例16条6号)</p> <p>・令和〇年〇月〇日 「対象医療機関等との連絡調整など」 対象部分は、福祉保健局医療政策部医療安全課が行う相談業務事務に関する情報であって、開示することにより、関係機関との信頼関係が損なわれ、その結果、患者と医療機関等との信頼関係の構築支援等という目的の達成が阻害され、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 (東京都個人情報の保護に関する条例16条6号)</p> <p>・令和〇年〇月〇日 「対応内容」 対象部分は、福祉保健局医療政策部医療安全課が行う相談業務事務に関する情報であって、開示することにより、今後、担当者が相談事項についての具体的な判断内容等を率直かつ詳細に記録することを躊躇するようになり、その結果、正確な事実の判断が困難になり、患者と医療機関等との信頼関係の構築支援等という目的の達成が阻害され、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(東京都個人情報の保護に関する条例16条6号)</p> <p>・令和〇年〇月〇日 「対応内容」 対象部分は、福祉保健局医療政策部医療安全課が行う相談業務事務に関する情報であって、開示することにより、今後、担当者が相談事項についての具体的な判断内容等を率直かつ詳細に記録することを躊躇するようになり、その結果、正確な事実の判断が困難になり、患者と医療機関等との信頼関係の構築支援等という目的の達成が阻害され、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(東京</p>	
--	--	--	--	--	---	--

					<p>都個人情報保護に関する条例16条6号)</p> <p>・令和〇年〇月〇日 「対応内容」 対象部分は、福祉保健局医療政策部医療安全課が行う相談業務事務に関する情報であって、開示することにより、今後、担当者が相談事項についての具体的な判断内容等を率直かつ詳細に記録することを躊躇するようになり、その結果、正確な事実の判断が困難になり、患者と医療機関等との信頼関係の構築支援等という目的の達成が阻害され、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(東京都個人情報保護に関する条例16条6号)</p> <p>・令和〇年〇月〇日 「医療機関等対応者名」 対象部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述により開示請求者以外の特定個人を識別することができる情報であるため。(東京都個人情報保護に関する条例16条2号) 「対象医療機関等との連絡調整など」 対象部分は、福祉保健局医療政策部医療安全課が行う相談業務事務に関する情報であって、開示することにより、関係機関との信頼関係が損なわれ、その結果、患者と医療機関等との信頼関係の構築支援等という目的の達成が阻害され、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(東京都個人情報保護に関する条例16条6号)</p> <p>・令和〇年〇月〇日 「対応内容」 対象部分は、福祉保健局医療政策部医療安全課が行う相談業務事務に関する情報であって、開示することにより、今後、担当者が相談事項についての具体的な判断内容等を率直かつ詳細に記録することを躊躇するようになり、その結果、正確な事実の判断が困難になり、患者と医療機関等との信頼関係の構築支援等という目的の達成が阻害され、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(東京</p>	
--	--	--	--	--	--	--

					<p>都個人情報保護に関する条例16条6号)</p> <p>・令和〇年〇月〇日 「医療機関等対応者名」 対象部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述により開示請求者以外の特定個人を識別することができる情報であるため。(東京都個人情報保護に関する条例16条2号)</p> <p>「対象医療機関等との連絡調整など」 対象部分は、福祉保健局医療政策部医療安全課が行う相談業務事務に関する情報であって、開示することにより、関係機関との信頼関係が損なわれ、その結果、患者と医療機関等との信頼関係の構築支援等という目的の達成が阻害され、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(東京都個人情報保護に関する条例16条6号)</p> <p>・令和〇年〇月〇日 「対象医療機関等との連絡調整など」 対象部分は、福祉保健局医療政策部医療安全課が行う相談業務事務に関する情報であって、開示することにより、今後、担当者が相談事項についての具体的な判断内容等を率直かつ詳細に記録することを躊躇するようになり、その結果、正確な事実の判断が困難になり、患者と医療機関等との信頼関係の構築支援等という目的の達成が阻害され、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(東京都個人情報保護に関する条例16条6号)</p> <p>・令和〇年〇月〇日 「医療機関等対応者名」 対象部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述により開示請求者以外の特定個人を識別することができる情報であるため。(東京都個人情報保護に関する条例16条2号)</p> <p>「対象医療機関等との連絡調整など」 対象部分は、福祉保健局医療政策部医療安全課が行う相談業務事務に関する情報であって、開示することにより、関係機関との信頼関係が損なわれ、その結果、患者と医療機関等との</p>	
--	--	--	--	--	---	--

						<p>信頼関係の構築支援等という目的の達成が阻害され、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 (東京都個人情報の保護に関する条例16条6号)</p> <p>・令和〇年〇月〇日 「医療機関等対応者名」 対象部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述により開示請求者以外の特定個人を識別することができる情報であるため。(東京都個人情報の保護に関する条例16条2号) 「対象医療機関等との連絡調整など」 対象部分は、福祉保健局医療政策部医療安全課が行う相談業務事務に関する情報であって、開示することにより、関係機関との信頼関係が損なわれ、その結果、患者と医療機関等との信頼関係の構築支援等という目的の達成が阻害され、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 (東京都個人情報の保護に関する条例16条6号)</p>		
3	941	令和4年2月15日	総務局 総務部 法務課	令和〇年〇月〇日付けの私に関する「裁決書」(別添)の扱った証拠類全部求める。	令和3年10月4日	一部開示	<p>【対象保有個人情報】</p> <p>(1) 東京都情報公開審査会の答申について(回答)(令和〇年〇月〇日付〇生広情第〇号)</p> <p>(2) 東京都情報公開審査会の答申について(回答)(令和〇年〇月〇日付〇生総総第〇号)</p> <p>(3) 東京都情報公開審査会の答申について(回答)(令和〇年〇月〇日付〇生都管第〇号)</p> <p>(4) 東京都情報公開審査会の答申について(回答)(令和〇年〇月〇日付〇生私行第〇号)</p> <p>(5) 東京都情報公開審査会の答申について(回答)(令和〇年〇月〇日付〇総人人第〇号)</p> <p>(6) 東京都情報公開審査会の答申について(回答)(令和〇年〇月〇日付〇総人人第〇号)</p> <p>(7) 東京都情報公開審査会の答申について(回答)(令和〇年〇月〇日付〇総人調第〇号)</p> <p>(8) 東京都情報公開審査会の答申について(回答)(令和〇年〇月〇日付〇総総法第〇号)</p> <p>(9) 東京都情報公開審査会の答申について(回答)(令和〇年〇月〇日付〇総総文第〇号)</p> <p>処分の取り消し求める。 東京都組織規定上の適正欠く。公務の為、答申が扱う証拠能力欠如。請求権侵害。尚、弁明書について、行政不服審査法第29条関係の判断欠く。又、職員は先入観与え「答申」操っている。委員らは一方的判断した答申下す。組織ぐるみの人権侵害。公務員倫理欠如。答申上の中傷は、人格権侵害。</p>	<p>個人の氏名及び住所が記載されている部分については、開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示することにより特定の個人を識別することができることから、条例16条2号に該当する。</p> <p>事業者の名称及び住所が記載されている部分については、どのような事業者が当該研修を受託しているかが明らかとなり、当該事業者の競争上かつ事業運営上の地位が損なわれると認められることから、条例16条3号に該当する。</p> <p>意見照会先の情報(個人の氏名又は事業者の名称)を開示することにより、今後の意見照会に際して率直な意見が得られないことや、事業者と都との信頼関係が損なわれる可能性があり、今後、都の研修事業の適正な遂行等の妨げとなることから、条例16条6号に該当する。</p> <p>印影については、開示することにより、印影の偽造等による犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例16条4号に該当する。</p> <p>開示決定に対する反対意思の有無及び意見(開示決定に反対する理由)については、都と研修を受託した外部事業者との信頼関係が損なわれ、研修事業者が都の研修業務への参入を忌避する可能性があり、今後実施する研修に支障が生ずるおそれがあり、研修事務の適正な遂行等の妨げとなることから、条例16条6号に該当する。</p> <p>以上のことから、上記の内容は非開示としたものである。</p>

					<p>(10) 東京都情報公開審査会の答申に対する意見等の提出について（令和〇年〇月〇日付〇福保障精第〇号）</p> <p>(11) 東京都情報公開審査会の答申に対する意見等の提出について（令和〇年〇月〇日付〇福保生保第〇号）</p> <p>(12) 東京都情報公開審査会の答申に対する意見等の提出について（令和〇年〇月〇日付〇福保総職第〇号）</p> <p>(13) 東京都情報公開審査会の答申に対する意見等の提出について（令和〇年〇月〇日付〇福保総総第〇号）</p> <p>(14) 非開示決定通知書（平成〇年〇月〇日付〇生総総第〇号）に係る意見照会書（平成〇年〇月〇日付〇生総総第〇号）</p> <p>(15) 非開示決定通知書（平成〇年〇月〇日付〇生総総第〇号）に係る開示決定等に係る意見書（〇年〇月〇日付）</p> <p>(16) 非開示決定通知書（平成〇年〇月〇日付〇総人人第〇号）に係る意見照会書（平成〇年〇月〇日付〇総人人第〇号）</p> <p>(17) 非開示決定通知書（平成〇年〇月〇日付〇総人人第〇号）に係る開示決定等に係る意見書（〇年〇月〇日付）</p> <p>(18) 非開示決定通知書（平成〇年〇月〇日付〇総人人第〇号）に係る開示決定等に係る意見書（〇年〇月〇日付）</p> <p>【非開示とした部分及びその理由】</p> <p>(14)～(18) について</p> <p>・氏名、住所</p> <p>当該部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるため。（東京都個人情報の保護に関する条例16条2号）</p> <p>当該部分は法人に関する情報であって、開示することにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため。（東京都個人情報の保護に関する条例16条3号）</p> <p>当該部分は意見照会先の情報であって、開示することにより、今後の意見照会に際して率直な意見が得られないことや、事業者と都との信頼関係が損なわれる可能性がある。この場合、今後、都の事業の適正な遂行等の妨げと</p>	
--	--	--	--	--	--	--

						<p>なるため。(東京都個人情報の保護に関する条例16条6号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印影 当該印影を開示することにより、印影の偽造等による犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。(東京都個人情報の保護に関する条例16条4号) ・開示決定に対する反対意思の有無 当該部分を開示することにより、都と研修を受託した外部事業者との信頼関係が損なわれ、研修事業者が都の研修業務への参入を忌避する可能性がある。この場合、今後実施する研修に支障が生ずるおそれがあり、研修事務の適正な遂行等の妨げとなるため。(東京都個人情報の保護に関する条例16条6号) ・意見(開示決定に反対する理由) 当該部分を開示することにより、都と研修を受託した外部事業者との信頼関係が損なわれ、研修事業者が都の研修業務への参入を忌避する可能性がある。この場合、今後実施する研修に支障が生ずるおそれがあり、研修事務の適正な遂行等の妨げとなるため。(東京都個人情報の保護に関する条例16条6号) 		
4	948	令和4年 3月14日	総務局 総務部 情報公開課	東京都情報公開審査会における諮問第○号外○件(令和○年○月○日答申第○号の○頁～○頁にかかわる審議資料・速記録	令和3年 12月6日	非開示	<p>【対象保有個人情報】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 東京都情報公開審査会速記録(第○回第○部会、開示請求者に係る部分) (2) 東京都情報公開審査会速記録(第○回第○部会、開示請求者に係る部分) (3) 東京都情報公開審査会速記録(第○回第○部会、開示請求者に係る部分) (4) 東京都情報公開審査会速記録(第○回第○部会、開示請求者に係る部分) (5) 東京都情報公開審査会速記録(第○回第○部会、開示請求者に係る部分) (6) 東京都情報公開審査会速記録(第○回第○部会、開示請求者に係る部分) <p>処分の取り消し求める。 本件の答申第○号が、その後の被害及んでいる。弁明書以外の答申上○○頁～審査請求人の開示請求の特殊性についての人格に知ったかの書き方が、事実無根の処分庁職員らの作話。</p>	<p>東京都情報公開審査会速記録及び審議資料を開示することは、東京都情報公開条例31条の規定により非公開とされている東京都情報公開審査会の審議を開示することになり、審議の具体的内容が明らかになり、その結果、審議過程における委員の自由かつ率直な意見の交換と意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められ、条例16条5号に該当する。</p> <p>また、東京都情報公開審査会の審議における評価及び判断の過程が明らかとなり、その結果、開示された場合を懸念して、審査会委員が率直な意見の表明を躊躇し、当たり障りのない意見に終始するなど、活発な議論が行われなくなる等、審議案件を正確に見極め、評価、判断等を行うという審査会の適正な運営に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例16条6号に該当する。</p> <p>以上のことから、上記の内容は非開示としたものである。</p>

						<p>(7) 東京都情報公開審査会速記録(第〇回第〇部会、開示請求者に係る部分)</p> <p>(8) 東京都情報公開審査会における諮問第〇号外〇件にかかわる審議資料</p> <p>【非開示とした理由】 東京都個人情報の保護に関する条例16条5号に該当 東京都情報公開条例31条の規定により東京都情報公開審査会の審議は非公開とされており、審議資料等を開示することにより、審議の具体的内容が明らかになり、その結果、審議過程における委員の自由かつ率直な意見の交換と意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。</p> <p>東京都個人情報の保護に関する条例16条6号に該当 開示することにより、東京都情報公開条例31条の規定により非公開とされている東京都情報公開審査会の審議における評価及び判断の過程が明らかとなり、その結果、開示された場合を懸念して、審査会委員が率直な意見の表明を躊躇し、当たり障りのない意見に終始するなど、活発な議論が行われなくなる等、審議案件を正確に見極め、評価、判断等を行うという審査会の適正な運営に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>			
5	958	令和4年5月16日	総務局 総務部 情報公開課	<p>〇〇〇〇第〇号(令和〇年〇月〇日)「令和〇年〇月〇日答申第〇号」〇頁～審査請求人の特殊性について。以下の立証する信びよう性有る証拠。「〇〇」〇頁、「〇〇」〇頁・「〇〇」・「〇〇」・「〇〇」〇頁・「〇〇」・「〇〇」・「〇〇」〇頁。</p>	令和4年3月18日	非開示	<p>【対象保有個人情報】 令和〇年〇月〇日東京都情報公開審査会答申第〇号に係る審議資料</p> <p>【非開示とした理由】 東京都個人情報の保護に関する条例16条5号に該当 東京都情報公開条例31条の規定により東京都情報公開審査会の審議は非公開とされており、審議における評価及び判断に関する資料等を開示することにより、当該審議の具体的内容が明らかとなり、その結果、審議過程における委員の自由かつ率直な意見の交換と意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。</p>	<p>処分の取り消しを求める。 職員の証拠求める請求した。令和〇年〇月〇日再度の請求「見聞(委員7名の職員への見聞したこと答申上有)」の内の見たもの請求しているのを請求時点職員への見聞したこと答申(記録請求)。見聞とは、見たり、聞いたり意味しており、聞くのみは、聴取と言う。委員7名の信義則は、「記録の確認」である。(主観禁止)</p>	<p>東京都情報公開審査会審議資料を開示することは、東京都情報公開条例31条の規定により非公開とされている東京都情報公開審査会の審議を開示することになり、審議の具体的内容が明らかになり、その結果、審議過程における委員の自由かつ率直な意見の交換と意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められ、条例16条5号に該当する。 また、東京都情報公開審査会の審議における評価及び判断の過程が明らかとなり、その結果、開示された場合を懸念して、審査会委員が率直な意見の表明を躊躇し、当たり障りのない意見に終始するなど、活発な議論が行われなくなる等、審議案件を正確に見極め、評価、判断等を行うという審査会の適正な運営に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例16条6号に該当する。 以上のことから、上記の内容は非開示としたものである。</p>

							東京都個人情報の保護に関する条例16条6号に該当 開示することにより、東京都情報公開条例31条の規定により非公開とされている東京都情報公開審査会の審議における評価及び判断の過程が明らかとなり、その結果、開示された場合を懸念して、審査会委員が率直な意見の表明を躊躇し、当たり障りのない意見に終始するなど、活発な議論が行われなくなる等、審議案件を正確に見極め、評価、判断等を行うという審査会の適正な運営に支障を及ぼすおそれがあるため。		
6	959	令和4年5月19日	福祉保健局 指導監査部 指導第三課	指導第三課が保有する、私(〇〇)に関する作成した〇〇病院との電話内容等に係る記録のすべて(〇年〇月頃、等)	令和3年12月24日	開示	【対象保有個人情報】 苦情・告発情報等受理報告(令和〇年〇月〇日受付分及び令和〇年〇月〇日受付分)	処分の取り消し求める。 令和〇年〇月〇日厚生労働省社会援護局保護課医療保〇〇係長回答欠く。全開示の記録を知る権利有り、誤っていたら、訂正請求の権利有り。	本件対象保有個人情報に当たる第三者医療機関との通話記録は、そもそも審査請求人の発言に直接起因する第三者医療機関からの電話での問合せであり、審査請求人も第三者も相互に当課担当者との通話事実については認識していることから、条例16条2号イの法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報に該当するとして、全部開示としたものである。
7	960	令和4年5月31日	総務局 総務部 情報公開課	情報公開課の私に関する対応記録全部。(令和〇年度のもの)	令和4年2月9日	一部開示	【対象保有個人情報】 ・対応報告書(令和〇年〇月〇日) ・対応報告書(令和〇年〇月〇日) 【非開示とした部分及びその理由】 ・対応報告書(令和〇年〇月〇日)の対応内容欄の〇行目〇文字目から行末まで、〇行目及び〇行目 ・対応報告書(令和〇年〇月〇日)の対応内容欄の〇行目から〇行目まで 東京都個人情報の保護に関する条例16条6号に該当 ・行政内部の確認や連絡等に関する情報が記載されており、開示することにより事務の適正な運営に支障が生じるおそれがあるため。	処分の取り消し求める。 公務員の説明義務示す部分の一部非開示は、個人情報なら知る権利有り、行政不服審査法第53条についてであつても、知る権利有る。	対応報告書の非開示部分については、行政内部の確認や連絡等に関する情報が記載されていることから、当該部分を開示することになると事務の適正な運営に支障が生じるおそれがあるため、条例16条6号に該当するものとして、非開示としたものである。

8	961	令和4年 5月31日	総務局 総務部 情報公開課	○生広情第○号(令和○年○月○日)の令和○年○月○日付答申第○号全件の開示請求時点の知事部局への照会メール全部求める。	令和4年 2月9日	非開示 (不存在)	<p>【請求個人情報】 ○生広情第○号(令和○年○月○日)の令和○年○月○日付答申第○号全件の開示請求時点の知事部局への照会メール全部</p> <p>【非開示とした理由】 本件開示請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため。</p>	処分の取り消し求める。 令和○年○月○日答申第○号○頁～審査請求人の特殊性の立証するもの欠く(東京都の立証義務有る為、特殊性示すもの要する)	本件開示請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため、非開示としたものである。
9	962	令和4年 5月31日	総務局 総務部 情報公開課	職員の主張のみ見聞した委員らの一方的判断には、中立・公正・公平の欠如。又、信ぴょう性認める証拠欠如。職員らの公務員倫理を問うものより、民間人の情報不足が批判された「」各頁の文言。争点「証拠」	令和4年 4月14日	訂正請求 却下	<p>【対象保有個人情報】 東京都情報公開条例第20条の規定に基づく諮問について(答申)(答申第○号 令和○年○月○日付け)</p> <p>【却下とした理由】 東京都個人情報の保護に関する条例19条2項は、訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して「当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等」を提出し、又は提示しなければならない旨を規定している。 本件訂正請求において、訂正請求者から証明書類等の提出又は提示がないことから、同条3項に基づき、訂正請求者に対し、補正として証明書類等の提出又は提示を求めたところ、当該補正の結果、証拠書類等の提出又は提示があったものと認められないため。</p>	処分の取り消し求める。 職員主張の法的責任は、審査請求人負わず。職員が負う。私の否認している審査請求人の特殊性を争う。答申の証拠書類は、職員の立証責任負う。職員ら主張の見聞した委員7名の審査請求人の特殊性を知る由もなく、第一、私は否認している。審査会の速記録・審議資料は、公開条例第20条抜うもの。実施機関○課・○担当は、公開条例第3条(個人情報保護条例第3条)、委員7名の正確な審議した中立性の担保の証拠類(法的根拠明らかなもの)の決定せよ。証拠類の欠いた職員らの主張は、違反行為。	本件訂正請求において、訂正請求者から証明書類等の提出又は提示がないことから、条例19条3項に基づき、訂正請求者に対し、補正として証明書類等の提出又は提示を求めたところ、当該補正の結果、証拠書類等の提出又は提示があったものと認められないため、訂正請求を却下としたものである。
10	963	令和4年 6月1日	福祉保健局 指導監査部 指導第三課	○福保指三第○号(令和○年○月○日)保有個人情報の作成記録上R○.○/○「○○病院○○課○○氏」通話内容の「○○」・「○○」の証拠を求める。	令和4年 3月18日	非開示 (不存在)	<p>【請求個人情報】 ○福保指三第○号(令和○年○月○日)保有個人情報の作成記録上R○.○/○「○○病院○○課○○氏」通話内容の「○○」・「○○」の証拠</p> <p>【非開示とした理由】 請求に係る保有個人情報は作成及び取得されておらず存在しないため。</p>	処分の取り消し求める。 公務員は告示(法令)正しく判断する義務有。	本件開示請求に係る保有個人情報は作成及び取得されておらず存在しないため。

11	964	令和4年 6月1日	福祉保健局 指導監査部 指導第三課	<p>○福保指第三〇号（令和〇年〇月〇日）の令和〇年〇月〇日の〇〇病院〇〇課〇〇氏との電話やり取り「厚生労働省告示第344号：指定医療機関医療担当規定第7条第1項の国の見解争うもの」</p> <p>同作成上〇/〇・〇/〇・〇/〇・〇/〇は、〇/〇の件について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「〇〇」は、〇〇課長の主観であり、定義反する。（条例第2条示す） ・「〇〇」は〇〇課長こそ独自解釈との国の見解。（告示条文示す）「法の保護の無償」条文の同一判断しない。（尚、〇〇課長は、個人情報保護法第28条第4項違反の言及繰り返しての独自解釈続けている。） 	令和4年 4月4日	非訂正	<p>【対象保有個人情報】 苦情・告発情報等受理報告（令和〇年〇月〇日受付分）</p> <p>【非訂正とした理由】 請求者から提示された資料からは、訂正請求に係る保有個人情報に事実の誤りがあることが認められないため。 また、苦情・告発情報等受理報告に記載する事項・内容は、もっぱら所管課内における情報共有での利用を目的として、苦情等の受付を行った職員の判断に基づき記載するものであるところ、本件苦情・告発情報等受理報告については、当該利用目的に照らして訂正の必要が無いため （東京都個人情報の保護に関する条例19条の2）</p>	<p>処分の取り消し求める。 「〇〇」・「〇〇」は〇〇課長の主観・私見のみであり、事実上、逆の「〇〇」「〇〇」する〇〇課長の職務の原則反する。</p>	<p>審査請求人から提示された資料からは、訂正請求に係る保有個人情報に事実の誤りがあることが認められず、本件審査請求によっても、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等の提出等がなされていない。 また、苦情・告発情報等受理報告に記載する事項・内容は、もっぱら所管課内における情報共有での利用を目的として、苦情等の受付を行った職員の判断に基づき記載するものであるところ、本件苦情・告発情報等受理報告については、当該利用目的に照らして訂正の必要が無い。 以上のことから、非訂正としたものである。</p>
12	965	令和4年 6月3日	総務局 総務部 情報公開課	<p>別添の「別紙の10点の年月日の中の私の対応記録分求める」 （別紙10点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開示請求の対応メモ（平成〇年〇月〇日） ・平成〇年（〇年）〇月〇日 〇〇の対応記録 ・平成〇年（〇年）〇月〇日 〇〇の対応記録 ・対応記録（平成〇年〇月〇日） ・〇〇の対応について（平成〇年〇月〇日） ・【〇月〇日の訪問】（令和〇年〇月〇日） ・【〇月〇日の訪問】（令和〇年〇月〇日） ・〇年〇月〇日（〇曜日） ・〇年〇月〇日（〇曜日） ・〇年〇月〇日（〇曜日） 	令和3年 12月6日	一部開示	<p>【対象保有個人情報】 〇〇氏の対応について（平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日）</p> <p>【非開示とした部分及びその理由】 〇行目・〇行目・〇行目・〇行目・〇行目・〇行目・〇行目・〇行目・〇行目・〇行目の非開示とした部分</p> <p>東京都個人情報の保護に関する条例16条6号に該当 行政内部の判断・評価や対応方針、連絡等に関する情報が記載されており、開示することにより事務の適正な運営に支障が生じるおそれがあるため。</p>	<p>処分の取り消し求める。 全開示を求める。</p>	<p>本件対象保有個人情報は、審査請求人との対応を記録した文書であり、非開示とした部分には、行政内部の判断・評価や対応方針、連絡等に関する情報が記載されている。当該部分を開示することになると、事務の適正な運営に支障が生じるおそれがあるため、非開示としたものである。</p>
13	968	令和4年 6月14日	総務局 総務部 情報公開課	<p>○生広情第〇号（令和〇年〇月〇日）「令和〇年〇月〇日答申第〇号」〇頁～審査請求人の特殊性について。 「〇〇」〇頁、「〇〇」〇頁・「〇〇」・「〇〇」・「〇〇」〇頁・「〇〇」・「〇〇」・「〇〇」〇頁の職員らの記録求める。 ※〇〇課〇〇・〇〇課長代理の対応。 ※〇〇担当〇〇職の対応。 委員7名の見聞した見た記録のことである。</p>	令和4年 4月13日	非開示	<p>【対象保有個人情報】 令和〇年〇月〇日東京都情報公開審査会答申第〇号に係る審議資料（〇〇課及び〇〇担当職員による対応に関して、審査会委員が見聞した記録）</p> <p>【非開示とした理由】 東京都個人情報の保護に関する条例16条5号に該当 東京都情報公開条例31条の規定により東京都情報公開審査会の審議は非公開</p>	<p>処分の取り消し求める。 請求異なる決定。請求は委員7名の見聞した〇〇課職員の〇〇の記録・〇〇担当職員の迷惑行為の記録を求めた「委員7名の見聞した記録」と書いている。</p> <p>委員7名の審査会作成した審議資料以外の職員の作成した記録類の委員7名見たもの（閲覧したもの）決定</p>	<p>東京都情報公開審査会審議資料については、開示することにより、東京都情報公開条例31条の規定により非公開とされている東京都情報公開審査会の審議を開示することになり、審議の具体的内容が明らかになり、その結果、審議過程における委員の自由かつ率直な意見の交換と意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められ、条例16条5号に該当する。 また、東京都情報公開審査会の審議における評価及び判断の過程が明らかとなり、その結果、開示された場合を懸念して、審査会委員が率直な意見の表明を躊躇し、当たり障りのない意見に終始するなど、活発な議論が行われなくなる等、審議案件を正確に見極め、評価、判断等を行うという審査会の適正な運営に支障</p>

						とされており、審議における評価及び判断に関する資料等を開示することにより、当該審議の具体的内容が明らかとなり、その結果、審議過程における委員の自由かつ率直な意見の交換と意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。	せよ。作成記録（立証するもの）要す争点。	を及ぼすおそれがあると認められ、条例16条6号に該当する。 以上のことから、上記の内容は非開示としたものである。	
						東京都個人情報の保護に関する条例16条6号に該当 開示することにより、東京都情報公開条例31条の規定により非公開とされている東京都情報公開審査会の審議における評価及び判断の過程が明らかとなり、その結果、開示された場合を懸念して、審査会委員が率直な意見の表明を躊躇し、当たり障りのない意見に終始するなど、活発な議論が行われなくなる等、審議案件を正確に見極め、評価、判断等を行うという審査会の適正な運営に支障を及ぼすおそれがあるため。			
14	971	令和4年7月20日	生活文化スポーツ局 都民生活部 管理法人課	一般財団法人〇〇について、〇〇の対応記録等の私の分（〇福保生保第〇号添付）	令和4年1月24日	一部開示	<p>【対象保有個人情報】</p> <p>①〇〇〇区 〇〇氏.docx ②〇〇区 〇〇氏対応.docx</p> <p>【非開示とした部分及びその理由】</p> <p>(1) の下記部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇ページ目の〇行目〇文字目から〇文字目まで ・〇ページ目の〇行目〇文字目から〇文字目まで ・〇ページ目の〇行目〇文字目から〇行目〇文字目まで ・〇ページ目の〇行目〇文字目から〇文字目まで ・〇ページ目〇行目〇文字目から〇文字目まで ・〇ページ目〇行目〇文字目から〇文字目まで ・〇ページ目〇行目〇文字目から〇行目〇文字目まで <p>(2) の下記部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇ページ目下から〇行目より上の行 ・〇ページ目〇行目〇文字目から〇文字目まで ・〇ページ目〇行目〇文字目から〇行目〇文字目まで ・〇ページ目〇行目〇文字目から〇文字目まで 	処分の取り消し求める。 全開示求める。	非開示部分は、東京都の事務に関する情報であり、当該事務を担当した職員の個人的な見解等を記載した部分である。開示されることとなった場合に、職員が対応記録を作成するにあたって、単なる事実以外の記載をすることに消極的になる可能性が否定できない。そうすると、対応記録の記載内容が形骸化するなど、相談業務に影響を及ぼし、当該事務及び今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当するものとして、非開示としたものである。

							<ul style="list-style-type: none"> ・○ページ目○行目○文字目から○文字目まで ・○ページ目○行目○文字目から○文字目まで ・○ページ目○行目○文字目から○文字目まで ・○ページ目○行目○文字目から○行目○文字目まで ・○ページ目○行目○文字目から○文字目まで ・○ページ目○行目○文字目から○文字目まで <p>東京都個人情報の保護に関する条例16条6号に該当 東京都の事務に関する情報であり、開示することにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>		
15	995	令和5年1月10日	生活文化スポーツ局 都民生活部 管理法人課	<p>答申第○号（令和○ ○/○）の○頁の○の○○・○○・○○の証拠求める。 ※審査庁不存在・審査会事務局不存在の為。委員7名の証拠収集欠く、答申第○号の訂正請求争う審査請求中。</p>	令和4年9月15日	非開示 (不存在)	<p>【請求個人情報】 答申第○号（令和○ ○/○）の○頁の○の○○・○○・○○の証拠</p> <p>【非開示とした理由】 実施機関において、請求に係る保有個人情報を作成及び取得していないため</p>	<p>処分の取り消し求める。 ○○についての事案は、○ ○法の適正処理要す。 東京都情報公開審査会7名委員の主観的な憶測の審議有ってはならず、公開条例第19条の職見高さ認める立証出来る証拠類（職員のもの）要す。「答申の信びよう性を示すもの決定要す」職員主張欠く答申は、条例（第3条）逸脱である。</p>	実施機関において、請求に係る保有個人情報を作成及び取得していないため
16	996	令和5年1月10日	福祉保健局 生活福祉部 保護課	<p>答申第○号（令和○年○/○）の○頁の○の証拠求める。「○○」証明のもの。 ※審査庁不存在・審査会事務局不存在の為。○○課の立証責任負うもの。尚、答申第○号の訂正請求争う審査請求中。</p>	令和4年9月16日	非開示 (不存在)	<p>【請求個人情報】 令和○年○月○日付答申第○号「東京都情報公開条例第○条の規定に基づく諮問について（答申）」の○頁の○の証拠。「○○」証明のもの。</p> <p>【非開示とした理由】 当該公文書は、作成及び取得していないため、存在しない。</p>	<p>処分の取り消し求める。 東京都情報公開審査会委員7名の主観的な憶測の審議有ってはならず、公開条例第19条の職見高さ認める立証出来る証拠類（職員のもの）要す。「答申の信びよう性を示すもの決定要す」職員主張欠く答申は、条例（第3条）逸脱である。</p>	当該公文書は、作成及び取得していないため、存在しない